

サービスごとの指導事項【共同生活援助（障害者総合支援法）】

1 人員基準関係

(1) 人員基準における用語の定義等

※<共通-29>を参照して下さい。

◆ 従業者の員数を算定する場合の「利用者の数」

◎ 原則：前年度（前年4月1日～当該年3月31日）の平均値

当該年度の前年度の利用者延べ数÷開所日数（小数点第2位以下切り上げ）

◎ 定員を増減した場合等の「利用者数」の考え方

《新設・定員を増加した場合》

- ① 新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 定員の90%
- ② 増加（増加時点から6月未満）・・・・・・・・ 増加後の利用定員の90%
- ③ 新設・増加（新設・増加時点から6月以上1年未満）・・・・ 直近6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数
- ④ 新設・増加（新設・増加時点から1年以上経過）・・・・ 直近1年における全利用者の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数（前年度の実績がない場合）

《減少した場合》

- ⑤ 減少（減少時点から3月以上）・・・・・・・・ 減少後の利用者数等の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数（前年の実績がない場合）

(2) 各類型の人員配置基準（直接処遇職員）

◆ 日中サービス支援型

・生活支援員：夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で次に掲げる数の合計数以上

- ・障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数
- ・障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数
- ・障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数
- ・障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

・世話人：夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

◎ 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を配置するもの（原則、1ユニット（10人）ごとに1人以上配置）。

◎ 日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

◆ 介護サービス包括型

・生活支援員：指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で次に掲げる数の合計数以上

- ・障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数

- 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数
- 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数
- 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
- 世話人 : 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

◆ 外部サービス利用型

- 世話人 : 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

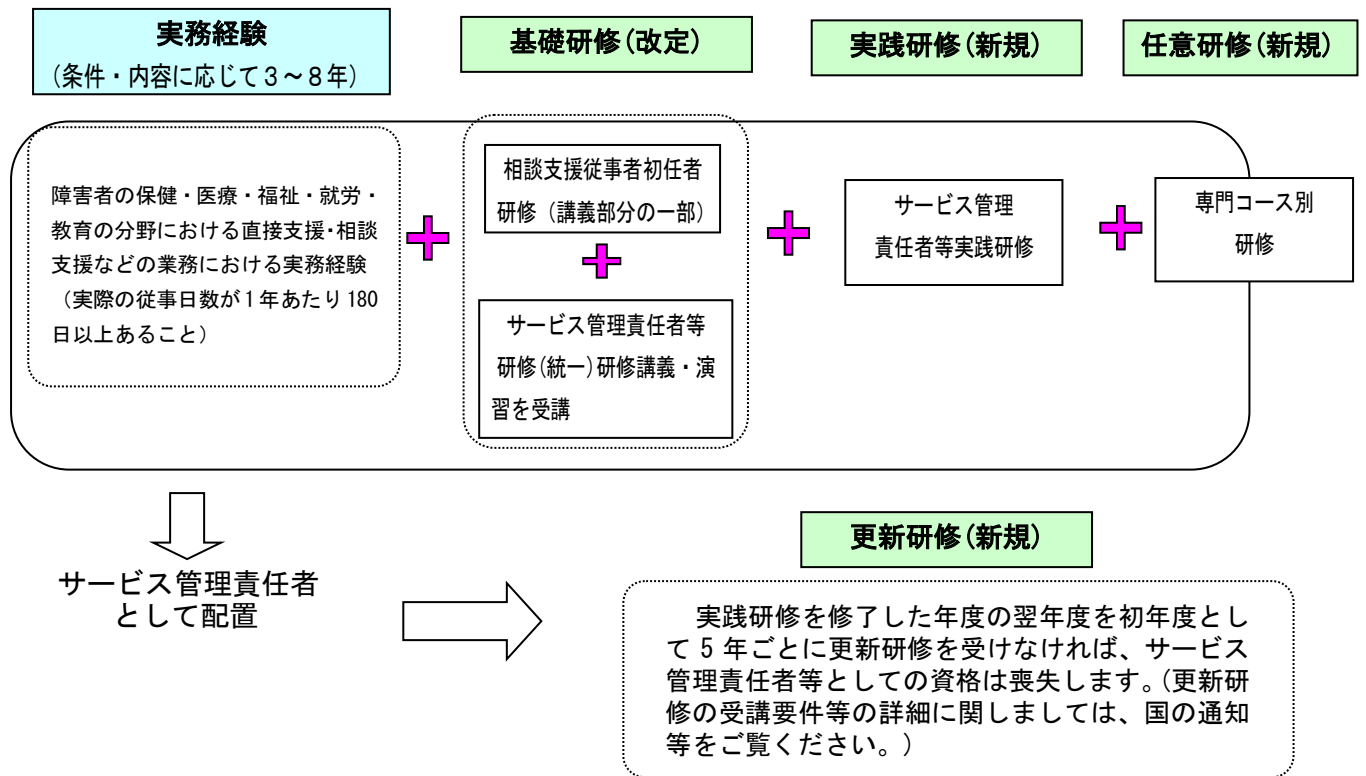
(3) サービス管理責任者の取り扱い

◆研修及び実務要件の要点等

- ◎一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修が**基礎研修、実践研修、更新研修**に分かれました。
- ◎平成 31（令和元）年度から新体系による研修が開始されており、旧体系研修受講者は令和 6 年度 3 月 31 日までに更新研修の受講が必要となります。
- ◎分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムが統一され、共通で実施されます。**
- ◎共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修が創設されています。
- ◎このほか、**直接支援業務による実務要件を 10 年⇒8 年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務が可能となります。
- ◎新体系移行後、既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者としての配置が認められます。

※サビ管、児発管として配置されるためには、基礎研修修了後、実践研修を受講する直近5年間のうち2年以上の実務経験を経て実践研修を修了することが必要です。

※ただし、基礎研修受講時に実務経験を満たしているものは、2019年度～2021年度の受講者に限り、基礎研修修了後、3年間はサビ管、児発管としてみなし、配置することができます。



※なお、旧サービス管理責任者研修修了者については、令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者としてみなします。旧サービス管理責任者は、令和6年3月31日までに更新研修を受講して下さい。

現行
① 実務経験の一部緩和
○直接支援業務8年
○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援業務 5年→3年 直接支援業務 8年→6年 有資格者による相談・直接支援 3年→1年
② 配置時の取扱いの緩和
○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可
○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
③ 研修分野統合による緩和
○全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施
<ul style="list-style-type: none"> 全分野のサービスに従事可 平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす

※実務要件をみたまものが、令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修終了後3年間は実践研修修了者とみなします。

《参考》 サービス管理責任者の実務経験

業務範囲	業務内容	実務経験 年数・日数	
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	<p>（１）施設等において相談支援業務に従事する者 ○地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ○児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター ○障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター</p>	<p>5年以上 かつ 900日以上</p> <p>※3年以上で基礎研修受講可</p>	
	<p>（２）保険医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ア 社会福祉主事任用資格を有する者 イ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者（訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者） ウ 国家資格等（※１）を有する者 エ （１）・（３）・（４）に従事した期間が１年以上ある者</p>		
	<p>（３）障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p>		
	<p>（４）特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者</p>		
	<p>（５）その他これらの業務に準ずると北九州市長が認めた業務に従事する者</p>		
	<p>（６）施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床 ○障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 ○保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所</p>		<p>8年以上 1440日以上</p> <p>※6年以上で基礎研修受講可</p>
	<p>（７）特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者</p>		
	<p>（８）特別支援学校における職業教育の業務に従事する者</p>		
	<p>（９）その他これらの業務に準ずると北九州市長が認めた業務に従事する者</p>		
	<p>上記「第２」の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ア 社会福祉主事任用資格者 イ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者（訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者） ウ 児童指導員任用資格者 エ 保育士 オ 精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p>		<p>5年以上 かつ 900日以上</p> <p>※3年以上で基礎研修受講可</p>
<p>上記「第１の相談支援業務」及び「第２の直接支援業務」に従事する者で、国家資格等（※）による業務に３年以上従事している者</p>	<p>3年以上 かつ 540日以上</p> <p>※1年以上で基礎研修受講可</p>		

「第1 相談支援業務」

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

「第2 直接支援業務」

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練などを行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(※) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

◆ 《サービス管理責任者の配置基準》

利用者数30以下：1人以上

利用者数31以上：1人に、利用者数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

※上記の「利用者数」は「前年度の平均値」(GH-1を参照)。

※共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えありませんが、当該事業所における入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めてください。

(4) 人員配置の確認

- ◆ 従業員は「利用者数の前年度の平均値」を基準に配置が必要ですので(新設等の場合は、「(1) 人員基準における用語の定義等」を参照。)、年度ごとに人員基準を満たしているか、必ず確認を行ってください。

なお、人員欠如となった場合には、報酬が減算されることがありますので、速やかに届け出るとともに、人員の補充を行ってください。

- ◆ 世話人や生活支援員として配置されている者を、夜間支援従事者として配置することはできませんが、夜間支援従事者としての勤務時間を世話人や生活支援員の勤務時間に含めることはできません。

2 設備基準関係

(1) ホームの追加・移転

- ◆ ホームの移転や追加を行う場合は、変更の届出を行っていただく必要がありますが、居室の面積や支援の内容等を確認する必要があるため、計画段階で事前に本市障害者支援課へご相談ください。
また、各種法令における要件を満たすかどうかの確認が必要となります。
- ◆ 障害者総合支援法の理念である「地域社会での共生」の観点から、原則として、日中活動系サービス事業所とホームは同一建物、同一敷地とならないようご注意ください。
- ◆ 同一敷地内にホームを複数設置する場合には、別棟とし、共同生活住居がそれぞれで独立した形となるようにしてください。
- ◆ ホームの定員増の場合も、各種法令における要件を満たすかどうかの確認が必要です。

※ 上記に該当する計画を検討する場合は、必ず本市障害者支援課と事前協議を行ってください。

(2) 非常災害対策、防火対策・消防設備

※非常災害対策については、合わせて<共通 - 28>を参照して下さい。

- ◆ 消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- ◆ 火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。
- ◆ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- ◆ 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
<市条例第7条、事業所指定基準第70条、施設指定基準第44条>

- ! 火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定めていますか。
- ! 想定される災害種別に応じて、災害時の緊急対応や避難場所、避難ルートなどを検討し、計画を作成していますか。
- ! 作成した計画に基づき、特定災害種別に偏らず、多様な災害種別を想定した訓練を実施していますか。
- ! 入所施設やグループホーム等については、先の大規模震災等を踏まえ、近隣の協力医療機関・福祉施設との連携を検討していただくよう、お願いいたします。

<参考>

- ◆ 以下の①、②のいずれにも当てはまるホームはスプリンクラーの設置が必要となります。
 - ① 延べ床面積が275㎡以上（居室の他、使用するスペース全ての面積）
 - ② 入居する利用者のうち、障害程度区分4以上又はそれと同等の者が概ね8割以上
- ◆ スプリンクラーの設置義務が無い場合でも、面積等の要件に応じて自動火災報知設備、火災通報装置等の設置や防火管理者の選任が必要な場合があります。

(3) 日中サービス支援型の設備基準

- ◆ 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。
- ◆ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- ◆ 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- ◆ 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- ◆ 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人以下とすることができる。
- ◆ ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

<基準省令第213条の6>

- ! ユニットの居間・食堂等、利用者が相互交流を図ることができる設備については、利用者の状況や昼夜を通じた介護等の支援を行うことを考慮した上で、十分な広さを確保してください。
- ! 従業者のみ使用する設備については、共有して差し支えありません。

3 運営基準関係

(1) 管理者及びサービス管理責任者の責務等

<管理者>

- ◆ 従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるための必要な指揮命令
- ◆ 従業者に指定基準等の規定を遵守させるための必要な指揮命令

<指定基準第66条>

<サービス管理責任者>

- ◆ 個別支援計画の作成
- ◆ 利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外におけるサービス等の利用状況等の把握
- ◆ 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的な検討、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対する必要な援助
- ◆ 他の従業者に対する技術指導及び助言

<指定基準第58条・第146条>

【個別支援計画作成について】

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成にあたっては、以下の手順により行うこと。

◆ アセスメントの実施

利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者を支援する上で適切な支援内容を検討すること

◆ 利用者との面接

アセスメントに当たっては、利用者に面接を行い、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ること

◆ 計画の原案の作成

利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載すること

◆ 計画の作成に係る会議の開催

利用者に対するサービスに当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画原案の内容の意見を求めること

◆ 利用者又はその家族に対する計画の説明及び交付

利用者又は家族に計画原案を説明し、文書により利用者の同意を得た後、計画を利用者に交付すること

◆ モニタリング〔計画の実施状況の把握〕の実施

利用者及びその家族等との継続的な連絡・定期的な利用者との面談を行い、モニタリング結果を記録すること

◆ 定期的な計画の見直し、計画の変更

少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと

- ! サービス管理責任者は、適切な方法で個別支援計画を作成していますか。
- ! 個別支援計画の見直しや変更が適切に行われていますか。

- ! 個別支援計画の見直しを行った結果、計画を変更しなかった場合も、見直しの内容について利用者の同意を得て、同意を得た旨を記録してください。
- ! 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合は、個別支援計画未作成減算となることがあります。
- ! 報酬告示や留意事項通知において「個別支援計画に基づき」支援を行うこと等とされているにも関わらず支援の内容の記載がない場合は、加算を算定できないことがあります。

【不適切な事例】

- × 利用開始後に個別支援計画を作成している
- × サービス管理責任者以外の職員が作成している（サービス管理責任者が作成していない）
- × 少なくとも6ヶ月に1回以上見直しが行われていない
- × 利用者・家族との面接・モニタリングに係る記録が残されていない
- × 作成日、利用者への説明日、利用者のサイン又は押印がない
- × 個別支援計画を利用者に交付していない

(2) 実施主体（日中サービス支援型）

- ◆ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第114条に規定する指定短期入所（第115条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。
 <指定基準213条の7>

- ! 日中サービス支援型共同生活援助の指定を受けるためには、短期入所の併設が必置となります。

(3) 介護及び家事等（日中サービス支援型）

- ◆ 日中サービス支援型指定共同生活事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
 <指定基準第213条の8第3項>

(4) 協議の場の設置（日中サービス支援型）

- ◆ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ◆ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。
 <指定基準第213条の10>

- ！ 少なくとも、年に1回は、実施状況を協議会等に報告し、実施状況について評価を受けるとともに、協議会からの要望、助言を聴く機会を設けなければなりません。

(5) サービス提供拒否の禁止

- ◆ 事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならない。
＜指定基準第11条＞
- ◆ 事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
＜指定基準第3条【一般原則】＞

- ！ 原則として、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。
- ！ 日中活動も含め、利用者や家族の意向を踏まえた日常生活が行えるよう配慮してください。

【主な事例】

- × 他法人が運営する日中活動事業所を利用する入居者やその家族に対し、自己の法人が運営する日中活動事業所へ移らなければサービスを提供しない(ホームを退居しなければならない)と感じさせるような説明をしていた。

(6) 受給資格の確認・サービス利用に係る支給申請手続き等の援助

- ◆ サービス提供を求められた場合は、受給者証によって、支給決定の有無、有効期間、支給量等を確認しなければならない。
- ◆ 支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- ◆ 支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。
＜指定基準第14・15条＞

- ！ 受給者証と受給者証分冊等により、障害支援区分の変更の有無の確認、複数の事業者間との調整等を適切に行ってください。
- ！ 受給者証の内容を確認し、必要に応じて支給決定の更新手続きや変更申請等の案内・援助をしてください。
- ！ 支給決定の有効期限が切れた状態でサービス提供を行っても、介護給付費等の給付の対象とならないので、注意が必要です。

(7) サービスの提供の記録

- ◆ サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- ◆ サービスの提供の記録に際しては、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

- ！ サービスを提供した際には、提供日、サービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録する必要があります。
- ！ サービス提供実績記録票等により、利用者等にサービス提供したことについて確認を受け、当該記録票に押印してもらう等、確認を受けたことが分かるようにしてください。
- ！ サービス提供の記録を作成していなかったり、利用者の確認印が無かった場合は報酬の請求ができません。

【主な指導事例】

- × 簡易な記録しかされておらず、具体的な支援内容、利用者の日々の生活の記録や状況が確認できない。
- × 夜間支援体制加算を算定しているが、サービス提供記録には夜間の支援内容が記録されていなかった。→ 加算の請求不可

- ◆ 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ◆ 事業者は、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

<事業所指定基準第75条>

- ！ 個別支援計画、サービス提供の記録、市町村への通知に係る記録、身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、5年間の保存が必要となります

(8) 介護給付費の額に係る通知等

- ◆ 法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

<指定基準第23条>

【主な指導事例】

- × 本人負担がない利用者に対して、当該利用者に係る代理受領通知書を交付していない。
→ 利用者本人に代わって報酬の支払いを受けた場合は、本人負担の有無に関わらず、その利用者に通知書を交付しなければなりません。

(9) 利用者負担額の受領

- ◆ サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- ◆ 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。
- ◆ この他、事業所において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号の費用の支払いを受けることができる。
 - ①食材料費 ②家賃 ③光熱水費 ④日用品費
 - ⑤日常生活に通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ◆ 事業者は、支給決定障害者から支払いを受けた場合は当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- ◆ あらかじめ、支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

<指定基準第143条>

- ! あいまいな名目による徴収（共益費や管理費等）はできません。
- ! 利用者が受けたサービスが明確になるよう、領収証や請求書などには、サービス名、サービス提供年月、費用の内訳等を明記してください。
- ! 事業所等において提供される便宜に要する費用（日用品費や食費等の他、「その他日常生活費」とされている費用）については、重要事項説明書等に記載し、事前に利用者等に説明を行い、同意を得るとともに、事業所等内に掲示していますか。

※ 単に「敷金」という名目での徴収は認められていません。「滞納家賃の補填」や、「退居時の修繕費用」といった用途であることを重要事項説明書等に明記していれば事業所の判断により徴収は可能です。

なお、下記のとおり家賃の滞納がなく、補修費用も発生しないのであれば、利用者（入居者）に対し、敷金の全額を返還しなければいけません。

【グループホームの入退居に係る費用の受領について】

- 利用者（入居者）から入退居に係る費用を受領する場合は、積算根拠が明確である必要があり、かつ、妥当な金額であることが求められる。
- 利用者（入居者）から、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領してはならない。
- 滞納家賃の補填や、退居時の修繕費用として、利用者（入居者）から入居時に「敷金」を受領することは、事業所の判断により可能である。
- 家賃の滞納がなく、補修費用も発生しないのであれば、利用者（入居者）に対し敷金の全額を返還しなければならない。
- 利用者（入居者）の故意、または不注意や過失による毀損、汚損等がなければ（通常損耗であれば）、利用者（入居者）は修繕の負担義務（原状回復義務）はない。
(国土交通省の『原状回復をめぐるガイドライン』による)

※ 利用者から徴収できる「その他日常生活費」の具体的範囲や費用の受領に係る基準、また、これと区別されるべき費用の取り扱い等については下記の通知により確認してください。

<関係通知>

「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

(平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号厚生労働省通知)

【主な指導事例】

× 光熱水費等の徴収の際、その内訳について口頭や携帯電話のメールにて説明するのみで、領収証を交付していなかった。

(10) 利用者預り金の取扱い

- ！ 利用者の預貯金等を管理する場合は、責任者等を定め、通帳と印鑑を別々に保管していますか。また、複数の者により適切な管理が常に行える体制を整備していますか。
- ！ 日頃から、全職員に不祥事防止に向けた注意喚起を行うなど、法人内部の管理体制の強化を図っていますか。

※預り金の管理状況等については、今後の各事業所・施設における実地指導等において重点的に確認等を行うこととしています。

- ！ 預り金の管理費を利用者に請求する場合は、その根拠を示していただく必要があります。

<参 考>

「社会福祉法人及び社会福祉施設における管理運営要綱（平成 26 年 1 月改訂版）

作成：北九州市保健福祉局総務部監査指導課」

〔項目：社会福祉施設（入所者処遇関係）／入所者預り金〕

(11) 秘密保持等

- ◆ 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ◆ 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 事業者は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

<指定基準第 36 条>

- ！ 個人情報の取り扱いについて、マニュアルを作成する等して、従業者への周知を図っていますか。
- ！ 従業者等の退職後も守秘義務があるので、雇用時等にその旨取り交わしてください。
- ！ 他事業所等への利用者情報提供に対し、文書で利用者等の同意を得ていますか。
- ！ 今後、計画相談支援の利用時など、個人情報の取り扱いには十分に注意してください。

(12) 苦情解決

- ◆ 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

＜指定基準第39条＞

- ！ 重要事項説明書等に苦情解決の措置の概要について記載がありますか。
- ！ 事業所内に苦情解決の措置の概要について掲示を行っていますか。
- ！ 苦情を受け付けた場合には、受付日、内容等を記録するとともに、迅速かつ適切に対応していますか。
- ！ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行ってください。

(13) 事故発生時の対応

- ◆ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県（北九州市）、市町村（支給決定の実施主体）、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- ◆ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

＜指定基準第40条＞

- ！ 事業所における事故発生時の対応マニュアル等を整備しておく等、あらかじめ事故が発生した場合の対応方法について定め、従業員へ周知してください。
 - ！ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。
 - ！ 事故が発生した際には、原因を解明し、再発を防止するために必要な対策を講じてください。
- ※その他、事故報告書の様式等の詳細については＜共通 - 18＞の「12 事故等が発生した場合の報告について」を参照してください。

(14) 身体拘束等の禁止

※＜共通-25＞を参照してください。

(15) 虐待の防止のための措置

※＜共通-26＞を参照してください。

(16) 衛生管理等

※<共通-27>を参照してください。

※衛生管理等の詳細については <共通> 事項を参照してください。

(17) 運営規程等の掲示

※<共通-29>を参照してください。

(18) 勤務体制及び研修の機会の確保

- ◆ 利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ◆ 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- ◆ 事業者は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

<指定基準第150条第5項>

- ◎ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

<指定基準第3条【一般原則】>

- ! 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。
- ! 他の職務と兼務している管理者や従業員について、各職務に支障が生じないような人員配置になっていますか。
- ! 外部研修や内部研修への参加の機会を計画的に確保していますか。

<障害福祉サービス等従事者研修マニュアルについて>

事業所等において、利用者へ質の高いサービスを提供するにあたっては、従業員の支援能力の向上が不可欠であり、そのためには、従業員を継続的・計画的に育成していくことが必要です。

このため、本市では、従業員・事業者の皆様研修の大切さについて理解していただき、今後の事業所における研修計画の策定や人材育成、自己啓発等に役立てていただくために「障害福祉サービス等従事者研修マニュアル」を作成しました。

本マニュアルは、どなたでも自由にご利用いただけるよう、本市ホームページから電子データ（PDF形式）をダウンロードして閲覧できるようになっています。

各事業所・施設等において、本マニュアルの活用及び従業員への紹介をお願いします。

〔提供方式〕

本市ホームページ 障害者支援課からダウンロード

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/ho-shougai.html>

(19) 事業継続計画の作成等

※ <共通-28> を参照してください。

(20) 受託居宅介護サービスについて

平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化され、以前のケアホームの形態は、介護サービス包括型共同生活援助に、以前のグループホームの形態は、外部サービス利用型共同生活援助となりました。

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、事業の開始に当たって、予め指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する委託契約を締結する必要がありますが、みなし指定を受けた事業所については、最初の指定の更新までの間は、必ずしも指定居宅介護事業者と契約を締結している必要はなく、受託居宅介護サービスの提供の開始までに契約を締結すればよいこととされています。

【受託居宅介護サービスの提供開始までに行う契約について】

上記のとおり、受託居宅介護サービスの開始までに、指定居宅介護事業者と、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を、事業所ごとに文書で行う必要があります。契約書に記載が必要とされる事項は、下記のとおりとなっています。

<契約における必要事項（例）>

- 委託の範囲
- 委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
- 受託居宅介護事業者の従業者により当該委託業務が居宅介護の運営基準に従って適切に行われていることを定期的に確認する旨
- 委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨
- 委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを確認する旨
- 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

(21) サテライト型住居について

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応えるという観点から、本体住居との密接な連携を前提として一定の設備基準を緩和したサテライト型住居が創設されました。

【サテライト型住居の基本的な要件】

- 早期に単身等での生活が見込まれる者の利用が基本となり、事業者は一定の利用期限を設け、効果的・効率的な支援を行う。(利用期限到来時に当該住居から機械的に追い出されることのないよう、柔軟な運用や配慮が必要とされる)
- 入居者が通常の交通手段を利用して概ね20分以内で本体住居へ移動することが可能な距離に設置。
- 一つの本体住居に対するサテライト型住居の設置か所数は原則として2か所を上限とする。(本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所を上限)。

【サテライト型住居を設置する場合の設備基準】

	本体住居	サテライト型住居
入居定員	原則2人以上10人以下(※)	1人
ユニットの設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
設備	• 日常生活を営む上で必要な設備 • サテライト型住居の利用者から適切に連絡を受けることができる通信機器(携帯電話可)	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡以上	

※サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まない(事業所の利用定員には含む)

4 報酬算定関係

(1) 各種減算の取扱いについて

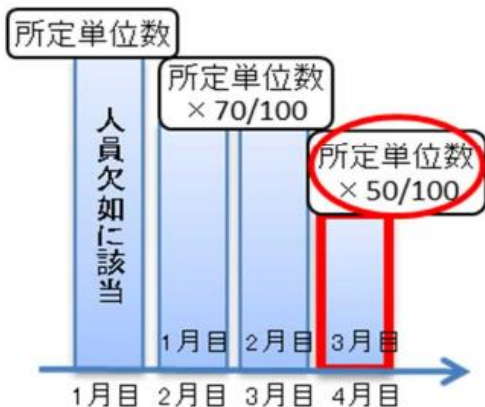
<定義>この項目における「所定単位数」・・・各種加算が算定される前の単位数

① 人員欠如による減算

具体的な取り扱い

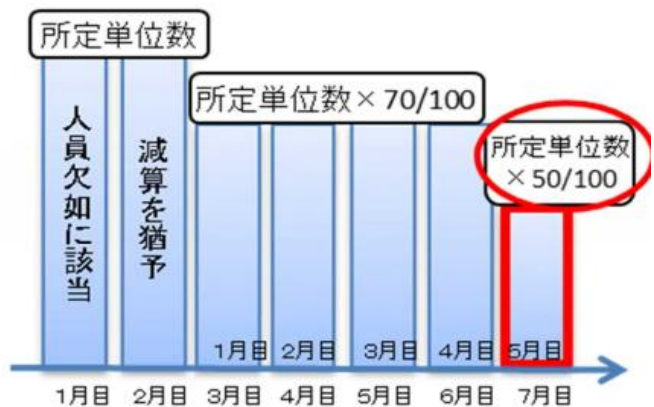
	ケース	減算対象	算定される単位数
人員数の欠如	直接処遇職員が人員基準上必要とされる員数から <u>1割を超えて減少</u>	その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算	所定単位数×70%
		減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月まで	所定単位数×50%
	直接処遇職員が人員基準上必要とされる員数から <u>1割の範囲内で減少</u>	その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで(翌月の末日において基準を満たしている場合を除く。)利用者全員について減算	所定単位数×70%
		減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月まで	所定単位数×50%
	それ以外の人員欠如(管理者・サービス管理責任者等)	その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで(翌月の末日において基準を満たしている場合を除く。)利用者全員について減算	所定単位数×70%
		減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月まで	所定単位数×50%
	常勤、専従など従業者の員数以外の要件を満たしていない	その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで(翌月の末日において基準を満たしている場合を除く。)利用者全員について減算	所定単位数×70%

【サービス提供職員欠如減算】



- (1)人員欠如に該当した月から、
 ・2月目から70/100
 ・4月目から50/100
 (2)減算が適用になった月から、
 ・3月目から50/100

【サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算】



- (1)人員欠如に該当した月から、
 ・3月目から70/100
 ・7月目から50/100
 (2)減算が適用になった月から、
 ・5月目から50/100

② 大規模住居減算

	減算対象	算定される単位数
1	共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満	包括型：所定単位数×95% 外部型：所定単位数×90%
2	共同生活住居の入居定員が21人以上	包括型：所定単位数×93% 外部型：所定単位数×87%
3	一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上	包括型：所定単位数×95%

◆ 「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていないものをいう。

◆ 一体的な運営が行われる共同生活住居に大規模住居（1つの共同生活住居の入居定員が8人以上である場合）が含まれる場合、大規模住居には大規模住居に対する減算割合を優先して適用する。

！ ワンルームタイプの住戸などは、当該建物（マンション等）全体を共同生活住居として捉えることから、定員が8人以上のワンルームタイプの共同生活住居は、大規模住居減算に該当します。

③ 個別支援計画未作成による減算

ア) 算定される単位数

- ・作成されていない期間が3月末満 $\text{所定単位数} \times 70\%$
- ・作成されていない期間が3月以上 $\text{所定単位数} \times 50\%$

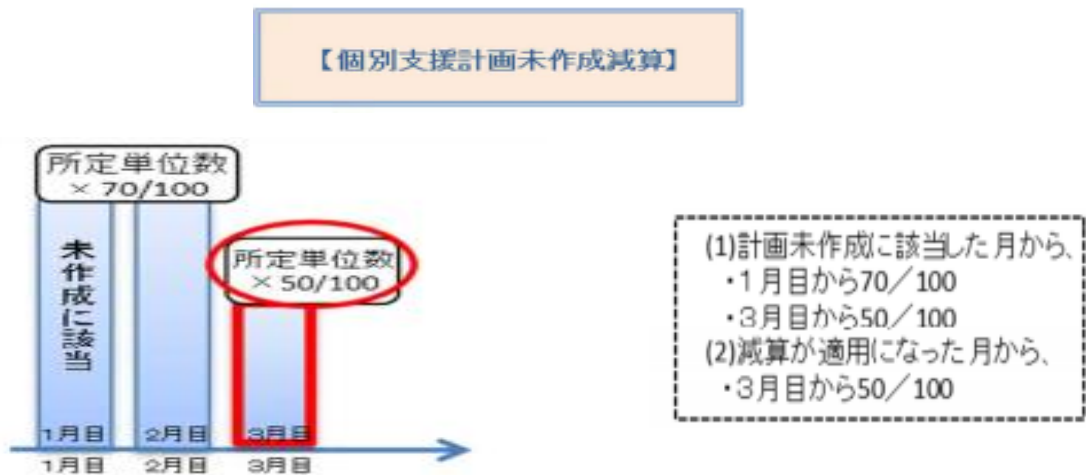
イ) 具体的な取り扱い

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで該当する利用者につき減算を行う。

- ◆ サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
- ◆ 指定基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

【主な指導事例】

- × サービス管理責任者でない者（管理者や生活支援員など）による個別支援計画の作成や定期的な計画の見直しが行われていないなどの理由により、過誤修正が必要となった事例がありました。



④ 身体拘束による減算

ア) 算定される単位数 …… 1日につき5単位を減算

イ) 具体的な取り扱い

当該減算については、次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

- （一） 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。
- （二） 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない場合、具体的には、1年に1回以上開催していない場合。

- (三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。
- (四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない場合、具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。

(2) 各種加算を算定する際の注意点

報酬告示や留意事項通知で「(個別支援)計画に基づいて・・・」「支援の内容を記録すること・・・」とあるものについては、個別支援計画に各加算で求められている内容が記載されていない場合や、行った支援の内容の記録がない場合については、加算を算定することができませんので、ご注意ください。上記の内容が記載されていないこと等により、過誤修正が必要となった事例が多数ありました。

また、「・・・都道府県知事又は市町村長に届け出た」等とあるものについては、本市に届出がなければ加算を算定することができませんので、ご注意ください

(3) 福祉専門職員配置等加算

生活支援員及び世話人として常勤で配置されている従業者について、所定単位数を算定。

◆福祉専門職配置等加算Ⅰ

- ・ 生活支援員及び世話人として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である者の割合が35%以上

◆福祉専門職配置等加算Ⅱ

- ・ 生活支援員及び世話人として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である者の割合が25%以上

◆福祉専門職配置等加算Ⅲ ア又はイのいずれかに該当

- ア 生活支援員及び世話人の総数(常勤換算数)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75%以上
- イ 生活支援員及び世話人として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30%以上

(4) 重度障害者支援加算(介護サービス包括型・日中サービス支援型)

◆ 重度障害者支援加算(Ⅰ)

次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。

なお、

ア 指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。

イ サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者であること。

また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合

は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

ウ 生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第3号）修了者であること。

◆ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分4以上に該当し、かつ障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目（第543号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。以下同じ。）について算出した点数の合計が10点以上の者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者及び報酬告示第15の1の6のイの重度障害者支援加算（Ⅰ）の対象者については、この加算を算定することができない。

ア 指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。

イ サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。

また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

ウ 生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。

※ サービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出すること。

※ 指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができません。

（5）夜間支援等体制加算（介護サービス包括型・外部サービス利用型）

具体的な取り扱い

- ◆夜間支援等体制加算（Ⅰ）・・・夜勤を行う夜間支援従事者を配置している場合
- ◆夜間支援等体制加算（Ⅱ）・・・宿直を行う夜間支援従事者を配置している場合
- ◆夜間支援等体制加算（Ⅲ）・・・常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合
- ◆夜間支援等体制加算（Ⅳ）・・・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して更に夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて支援を提供できる体制を確保している場合
- ◆夜間支援等体制加算（Ⅴ）・・・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して更に夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において支援を提供できる体制を確保している場合

◆夜間支援体制加算（Ⅵ）・・・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して更に宿直を行う夜間支援従業者を加配している場合

- ◆ 「月単位」ではなく「日単位」で夜間支援体制加算加算（Ⅰ）～（Ⅵ）のいずれかを算定することができます。

《夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ共通》

- ！ 当該加算は、日単位で加算（Ⅰ）～（Ⅵ）をそれぞれ算定することが可能です。
※同一ホームで同一日に加算を併せて算定することはできません。

《夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ共通》

- ！ 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じて加算額を算定します。
この場合の夜間支援対象利用者の数は、現に入居している人数ではなく、前年度の平均利用者数となります。
また、夜間支援従事者が障害者支援施設や病院、宿泊型自立訓練事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合は、この加算の対象とはなりません。
- ！ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数の上限は、以下のとおりです。
 - ① 複数の共同生活住居（5カ所まで）における夜間支援を行う場合は20人まで
 - ② 1カ所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合は30人まで※夜勤と宿直の違いについて

夜勤… 「法定労働時間（原則1日8時間、1週40時間）内の勤務」の中で、夜間に勤務することです。深夜の時間帯である午後10時から午前5時までの勤務については、深夜割増手当（2割5分増）を支払わなければなりません。

宿直… 「法定労働外の勤務」で、「宿直」という業務を行うことです。
宿直勤務の場合、通常の業務に比べると労働密度が低いことから、所轄労働基準監督署長の許可（「断続的な宿直または日勤務許可申請書（様式第10号）」により申請）を受ければ、時間外・休日労働とはなりません。宿直手当については、宿日直勤務に就くことが予定されている労働者の1人1日当たりの平均賃金の3分の1以上である必要があります。

- ！ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があります。
- ！ 夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵの算定にあたっては、夜間に行った支援の内容（巡回など）の記録を残すようにしてください（記録がないと加算を算定できない場合があります）。

《夜間支援等体制加算Ⅰ》

- ！ 夜勤の時間については、午後10時から翌日の午前5時までの間を最低限含む必要があります。
- ！ また、夜間支援の内容については、個別支援計画に位置づける必要があります。
- ！ シフト制などの交代勤務を導入している場合は、夜間支援体制を確保している時間帯を通じて人員の配置が必要となります。また、交代時に業務の引継ぎが適切に行われる必要があります。

（参考）平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A

《夜間支援等体制加算Ⅱ》

- ！ 利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う夜間支援従事者が配置されている必要があります。
- ！ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定期的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う必要があります。

《夜間支援等体制加算Ⅲ》

- ！ 「常時の連絡体制」とは、以下の①の他、②③の場合をいいます。
 - ① 事業所の従業者が常駐している場合。
 - ② 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。
 - ③ 事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制が確保されている場合（別途報酬等により評価される職務に従事する必要がある者による場合は除く）。
- ※緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があります。
- ！ 「夜間防災体制」とは、警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結していることをいいます。

《夜間支援等体制加算Ⅳ》

- ！ 夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活援助の利用者は当該加算を算定できません。
- ！ 夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があります。

《夜間支援等体制加算Ⅴ》

- ！ 夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前5時までの間において、少なくとも2時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定することができます。

《夜間支援等体制加算Ⅵ》

- ！ 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回する必要があります。

（6）夜勤職員加配加算（日中サービス支援型）

- ◆ 夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の要件を満たしていると認められる場合に算定。
 - ① 加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行わないこと。
 - ※ ただし、日中サービス支援型共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所（併設型に限る）の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えありません。
 - ② 加配される夜間支援従事者は常勤・非常勤を問いません。
 - ③ 日中サービス支援型共同生活援助事業所に従事する世話人・生活支援員以外の、夜間における世話を委託されているものでも差し支えありません。

(7) 看護職員配置加算

◆ 算定要件

- ① 基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している共同生活援助事業所等に、所定単位数を算定。
- ② 複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上の配置した場合に所定単位数を算定。

◆ 具体的な取扱い

共同生活援助事業所等に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備する事業所を評価する加算です。

事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行ってください。

- ・ 利用者に対する日常的な健康管理
- ・ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等
- ・ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援
- ・ 看護職員による常時の連絡体制の確保
- ・ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意

※ 当該加算の算定対象となる共同生活援助事業所については、医療連携体制加算の算定対象とはなりません（医療連携体制加算（Ⅳ）を除く）。

(8) 自立生活支援加算

◆ 対象者の要件

居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者。

◆ 支援内容

退居に先立って、退去後の生活について相談援助を行い、退居後に生活する居宅を訪問し、利用者及び家族等に対して相談援助及び連絡調整を行う。

◆ 具体的な取り扱い

- ・ 入居中2回を限度として所定単位数を算定。
- ・ 退居後30日以内に居宅を訪問し、利用者及び家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を算定。

(9) 日中支援加算

◆ 算定対象となる日中活動

- 共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス
- サービス等利用計画若しくは個別支援計画に基づく次の日中活動
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 介護保険サービスの通所介護、通所リハビリテーション
 - ・ 介護予防・日常生活総合支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション
 - ・ 精神科医療の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア
- 就労

！ 当該利用者に対し、昼間の時間帯に支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定されます。

！ 表に記載されているもの以外の日中活動（例えば、カルチャーセンターや市民センターでのクラブ活動等）は、算定対象とはなりません。

(10) 精神障害者地域移行特別加算

◆ 算定要件（以下の要件を全て満たした場合、1日につき算定可能）

- ① 運営規程の「主たる対象とする障害者の種類」に精神障害者が含まれていること
- ② 共同生活援助事業所の従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者を1人以上配置
- ③ 当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合

※ ただし、地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合には算定できません。

※ 1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算を算定できるもの。

◆ 支援内容（算定する事業所は、該当利用者に対し、以下の支援を行うもの）

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた共同生活援助計画の作成
- ② 精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）
- ③ 対象利用者との定期及び随時の面談
- ④ 日中活動の選択、利用、定着のための支援
- ⑤ その他必要な支援

(11) 強度行動障害者地域移行特別加算

- ◆ 対象：日中サービス支援型、介護サービス包括型
- ◆ 算定要件（以下の要件を全て満たした場合、1日につき算定可能）
 - ① 利用者が、障害支援区分認定調査結果に基づき、当該認定調査の項目中行動関連項目について算出した点数の合計が10点以上の強度行動障害を有する者であって、指定障害者支援施設又は指定障害児入所施設等に1年以上入所した者であって当該施設を退所してから1年以内の障害者であること。
 - ② 共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1人以上配置していること。
 - ③ 共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。

(12) 体験入居について

共同生活住居における空き室を利用し、入所、入院中又は家族等と同居している者等であって、共同生活住居への入居を希望している者に対して体験的な入居を提供することができます。

- ！ 体験入居については定員の範囲内で実施することとなりますので、定員外の居室を利用する場合は、当該居室を含めた定員に変更する必要があります。
- ！ 人員配置についても利用者と体験入居者の合計数に応じて人員基準を満たす必要があります。
- ！ 体験入居についても、利用者の支給決定の手続きが必要となります。

(13) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する当該利用者が一定数以上であって、意思疎通に関し専門性を有する従業者が一定数以上配置されている場合に算定できます。

(14) 強度行動障害者体験利用加算

下記の①②を満たす事業所が、強度行動障害を有する者に対して体験利用として援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算できます。

- ① サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1人以上配置していること。
 - ② 生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。
- ！ 重度障害者支援加算を算定する場合には、当該加算は算定できません。

(15) 医療的ケア対応支援加算

看護職員を常勤換算方法で1以上配置している指定共同生活援助事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合に算定できます。

(16) 医療連携体制加算

医療機関等の連携により、看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合や介護職員等に痰の吸引等に係る指導を行った場合等に算定できます。

！ 当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引に係る指導等に関する指示を受け、その指示について、内容を書面で残してください。なお、情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り主治医以外の医師の指示であっても差し支えありません。

！ 看護の提供において、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載してください。また、主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。